



裁判官と「コモン・センス」

歴史研究室 客員研究員

ジエイソン・モーガン

イケア(スウェーデン発祥の家具量販店)などで家具を購入すると、組み立て方の説明書が付いてきます。説明に従えば、誰でも組み立てることができるわけです。しかし、赤ちゃんには当然ながら説明書は付いていません。赤ちゃんの育て方だけではなく、他の人間との接し方は、極めて複雑です。「絶対にこうだ」という、説明書のような単純化はできないのです。このように、人間が関わる問題になると、他の人間が自分の人間らしさをすべて駆使して、知識も知恵も、経験も、道徳も、第六感も、そして時々「ずる賢さ」も加わり、あの手この手で問題の解決



で問題の解決

に辿り着くまで試行錯誤を繰り返します。つまり、日常生活では、意外とコモン・センス(常識)に依存しながら他人と付き合っていることになり

その変化は何かという、啓蒙主義の台頭に伴い、人間の曖昧さを否定し、人間の存在を絶対化したことです。例えば「友情」とか、「恩」「親孝行」などは曖昧で、具体的にどうやって実現すれば良いか、そのときに良く考えて行動しなければなりません。しかし、啓蒙主義者が唱える「権利」は、はっきり示されていて、その権利が絶対視されがちです。裁判が権利同士の戦いになると、どちらかが絶対に勝利するわけです。そしてその勝利は、結局、法律の解釈によって決められます。裁判官は人間らしさを生かした新しい法律を適用するようになったのです。つまり、裁判官は、目の前の問題より、議員の非常に抽象的な言葉に注目を払うようになりました。こうなると、ある意味、「人間」が否定され「法律」だ

けが崇拜されるようになります。これは、法律の近現代のストーリーですが、こうした裁判では、実際に「正義」が期待できるでしょうか。つまり、裁判官が自分の経験、道徳、正義感、第六感などをすべて切り離し、ただ法律の分厚い本から見つかる抽象的で、分かりにくい言葉を当てはめるだけで、果たして目の前の人間のためになるのでしょうか。私の研究過程で、まさにモラロジーという「正義と慈悲」(改訂『テキストモラロジー概論』九〇〜一〇〇頁)が通じる裁判であればあるほど、正義が期待できることに気づきました。

法の世界でも、昔は大体このような作業が行われていました。例えば、イギリスのコモン・ローまたは日本の「大岡裁き」のように、何か問題が発生したとき、まず目の前の問題を理解し、問題の背景や文脈、人間関係などを考慮し、じっくり考えたうえで判決を下すことが理想でした。私が研究している日本法曹の一人である末弘厳太郎(一八八八―一九五二)が言う「人間の味のある裁判」、つまり、融通の効く裁判が日本でもイギリスでも、そして数多くの他の国でも行われていたわけです。しかし、ヨーロッパでの思想の変化によって法律も大きく変わりました。

私は、特に東アジアの社会で、法律が啓蒙主義の影響を受ける以前に裁判官がどのように裁判をしていたかについて関心を持ち、議事堂で作られる法律の基礎である自然法、つまり、どの社会でも通じる道徳心や人間らしさに満ちた判決について研究をしています。

これは、この世界では多様性が更に重要になり、訴訟問題はますます難しくなると思います。しかし、目の前の人間をよく見て、文脈や事情、背景などを考慮し、裁判官が自分の人間らしさを生かして判決を下すことができた

ら、これからの社会秩序に貢献し、「和」の実現に近づけると思っています。

要になり、訴訟問題はますます難しくなると思います。しかし、目の前の人間をよく見て、文脈や事情、背景などを考慮し、裁判官が自分の人間らしさを生かして判決を下すことができた

ら、これからの社会秩序に貢献し、「和」の実現に近づけると思っています。

ら、これからの社会秩序に貢献し、「和」の実現に近づけると思っています。